平成19年度　林野関係税制改正予定事項

林　野　庁

1　新規・拡充事項

税　　目	事　　　　　　　　　項
法人税	森林組合の合併に係る企業再編税制の特例措置について、対象に森林組合同士の合併を追加して3年延長

2　延長事項

税　　目	事　　　　　　　　　項
① 所得税	山林所得に係る森林計画特別控除（20%）の２年延長
② 法人税	植林費の損金算入の特例措置（35%）の２年延長
③ 法人税	森林組合等の貸倒引当金の特例措置（16%増）の２年延長
④ 法人税	森林組合等の留保所得の特別控除制度（32%）の２年延長
⑤ 登録免許税	（独）農林漁業信用基金の抵当権の設定登記等の税率の軽減措置(0.4%→0.1%)の２年延長
⑥ 不動産取得税	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置（入会権の持分相当額を減額）の２年延長
⑦ 固定資産税	地域エネルギー利用設備（木くず焚ボイラー）の課税標準の特例措置（３年間1/8軽減）について、適用要件を見直して１年延長

3　その他

税　　目	事　　　　　　　　　項
① 複数税目	（独）森林総合研究所、（独）林木育種センターの統合に伴う既存の税制措置の存続及び規定の整備
② 複数税目	森林計画制度の運用の見直し等に伴う既存の税制措置の存続及び規定の整備
③ 所得税・法人税	農林漁業者、食品産業等の減価償却制度の償却可能限度額及び残存価額の廃止等所要の措置
④ 登録免許税	森林組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の所有権等の移転登記の税率の軽減措置（２%→0.4%等）の廃止
⑤ 不動産取得税	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づき林業経営改善計画の認定を受けた者が知事のあっせんにより林地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/4控除）の廃止

平成１９年度税制改正大綱（抜粋）

平成１８年１２月１４日
自　由　民　主　党
公　　　明　　　党

第三　検討事項

１　わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取組みを実施し、６％削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。